

実施義務者別健康診断対象者、定期及び回数

実施義務者	対 象	定期及び回数
1 事業者	学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)において業務に従事する者* <sup>1</sup>	毎年度・1回
	病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務に従事する者	
	社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設(3施設の長の欄に記載)において業務に従事する者* <sup>2</sup>	
2 学校の長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(就業年数が1年未満のものを除く)の学生または生徒* <sup>1</sup>	入学した年度・1回
3 施設の長 (社会福祉法第2条第2項)	矯正施設に収容されている者* <sup>3</sup>	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度・1回
	1号 生活保護法に規定する救護施設、更生施設、その他の施設に入所している者* <sup>3</sup>	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度・1回
	3号 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム施設に入所している者* <sup>3</sup>	
	4号 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設に入所している者* <sup>3</sup>	
	6号 売春防止法に規定する婦人保護施設に収容されている者* <sup>3</sup>	
4 市町村長	1～3の対象者以外の者(市町長が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く)	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度・1回
	市町村がその管轄する区域内における結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期・市町村が定める回数

\*1 学校については、職員及び学生・生徒についての報告が必要となります。

\*2 従事者については、施設の種別を問わず(施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設も)報告が必要となります。

\*3 入所している者のみ報告が必要となります